

議員提出議案第1号

練馬区議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成18年6月 日

提出者 練馬区議会議員

同

同

同

同

練馬区議会議長 本橋 まさとし 殿

練馬区議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区議会議員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年10月練馬区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削り、「公務のため」の次に「特別区の存する区域外に」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか下肢等の障害のため自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を使用しなければ旅行が著しく困難である障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する障害者をいう。）である議員（以下「自動車使用議員」という。）が招集に応じ、又は委員会に出席するため練馬区の区域内に旅行したときは、日額旅費として6,000円を超えない範囲内で別に費用弁償を支給することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の練馬区議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

定額による費用弁償を廃止する等の必要がある。

平成18年6月 日

練馬区議会